

平成 19 年 2 月 13 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号
KDC渋谷ビル4階

ビ・ライフ投資法人

代表者名 執行役員 上田 求

(コード番号：8984)

投資信託委託業者名

モリモト・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役 浅田 利春

問合せ先 財務経理部長 漆間 裕隆

TEL. 03-5466-7303

「新パイプライン・サポート等に関する基本協定書」の締結に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）及びモリモト・アセットマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）は、本日、大和ハウス工業株式会社（以下、「大和ハウス」といいます。）との間で「新パイプライン・サポート等に関する基本協定書」（以下、「新基本協定書」といいます。）を締結することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新基本協定書締結の理由

本投資法人及び資産運用会社は、大和ハウス工業株式会社との間で平成 18 年 1 月 23 日付で「パイプライン・サポート等に関する基本協定書」を締結しておりましたが、この度、大和ハウス若しくは大和ハウスの子会社及び関連会社が開発する物件についての情報提供ルールの特約化を行うこと等を目的として、改めて新基本協定書を締結するものです。

2. 新基本協定書締結について

(1) サポート内容

①本投資法人の投資不動産の運営管理業務及び資産運用業務に関するノウハウ及び助言の提供

②資産運用会社への人材の派遣

③投資対象不動産に関する情報の提供

④投資対象不動産の取得の支援

(2) 投資対象不動産の情報提供の骨子

①投資対象不動産が商業施設であり、売却希望価格が1物件当たり20億円以下であるとき

・大和ハウスは、第三者に優先して当該情報を資産運用会社及び本投資法人に提供する。

・大和ハウスは、資産運用会社から当該投資対象不動産の欠陥又は瑕疵以外の理由により、当該投資対象不動産の取得を検討しない旨の回答を受領した場合には、当該情報を大和ハウス・リート・マネジメント株式会社（以下、「大和ハウス・リート」といいます。）に対して提供する。

・大和ハウスは、上記の情報提供を行った場合には当該情報を一定の期間、第三者に対して提供しない。

②投資対象不動産が商業施設であり、売却希望価格が1物件当たり20億円超であるとき

・大和ハウスは、第三者に優先して当該情報を大和ハウス・リートに提供する。

・大和ハウスは、大和ハウス・リートから当該投資対象不動産の欠陥又は瑕疵以外の理由により、当該投資対象不動産の取得を検討しない旨の回答を受領した場合には、当該情報を第三者に優先して資産運用会社及び本投資法人に提供する。

・大和ハウスは、上記の情報提供を行った場合には当該情報を一定の期間、第三者に対して提供しない。

③投資対象不動産が商業施設以外の場合

上記2.(2)②に準拠することとする。

④第三者が開発若しくは保有する又は開発若しくは保有を予定する投資対象不動産について大和ハウスは、当該物件の売却又は仲介の情報を入手した場合、当該第三者の書面による承諾を得た上で、資産運用会社及び本投資法人並びに大和ハウス・リートに提供する。この場合の取扱いは、上記2.(2)に準拠することとする。

⑤上記①から④に基づく大和ハウスからのサポートの提供の対価は無償とする。

(3) 資本関係の維持

大和ハウスは、資産運用会社の株式1,200株の保有を今後も引き続き維持し、書面により事前に資産運用会社の承諾を得た場合を除き、当該株式を第三者に譲渡しない。

以上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>